

## (参考) 現在の指定管理者に対する業務要求水準及び業務内容

※掛川市森の都ならここの里指定管理者募集要項（令和3年10月）より引用

### 1 業務要求水準

市は、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するために、指定管理者に次の業務要求水準を課すものとする。

なお、業務要求水準の数値は、通年で行う利用者満足度調査により把握するものとする。

評価項目	評価指標	要求水準
A 施設全体の満足度	4ヵ月に1度集計し、「満足」または「ほぼ満足」と回答した利用者の割合 集計対象者は300人以上とする	90%以上
B サービス内容の満足度		
C 従業員対応の満足度		
D 施設安全対策の満足度		
E 美観・清潔感の満足度		
F 施設の利用者数（人）	市は、指定管理者が策定する事業計画書の内容に基づき、協定締結時に施設利用者数の数値目標を設定する。	

### 2 指定管理者が行う管理運営の業務内容

掛川市森の都ならここの里条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）、その他市が定めるところに従い、指定管理者が自ら事業計画を策定し、市の承認を得た後、当該計画に基づいて施設の管理運営に必要な全ての業務を行ってください。

#### (1) 独立採算による管理運営

指定管理者は、利用料収入及び自ら行う自主事業収入により全ての経費を賄ってください。

指定管理業務の実績により生じた赤字（損失）については、市は補填しません。

ただし、次の経費は市が負担します。

- ①現状の機能を回復するための修繕で1件20万円以上の修繕費用  
(グレードアップは含まない。)
- ②建物の躯体、防水、外装及び基幹的な設備等の改修整備費用
- ③地震その他災害発生時の復旧費用
- ④市が政策的意図に基づき、施設の管理運営に関する指定管理者の裁量を制限する場合の影響相当額

(2) 施設設備等に対する指定管理者の投資

施設の設置目的が損なわれない範囲で、利用者のサービス向上のために施設の新築、増改築及び機械設備の充実等、市が承認した事業計画に基づき、指定管理者自ら投資を行うことができます。

これによって形成された資産は、指定管理期間満了時或いは指定管理者交代時に、譲渡、残存価値による買い取り、撤去等の処理を行いますが、これについては、投資に関する事業計画が提出された際に事前協議し、取り扱いを決めておくこととします。

なお、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者が交代する場合には、市は事前協議の結果に関係無く残存価値による買い取りを行いません。

(3) 開館時間及び休館日

条例及び規則で、原則的な開館時間及び休館日を規定していますが、これを指定管理者が自ら策定した事業計画書に整合する内容で再設定し、市の承認を得て変更することができます。

※条例及び規則で規定する開館時間及び休館日

区 分		開 場 時 間	
バンガロー、キャンプサイト コテージ	1泊	午後1時から翌日の午前11時まで	
	日帰り	午前9時から午後3時まで	
テニスコート		日の出から日没まで	
温泉会館		4月から10月まで	午前10時から午後9時まで
		11月から3月まで	午前10時から午後7時まで
コインシャワー		午前零時から午後12時まで	
森林科学館		午前9時から午後4時まで	
広場		午前零時から午後12時まで	
林業協業活動 拠点施設	大会議室	午前	午前8時から午後零時まで
	和室（16畳） 和室（14畳）	午後	午後零時から午後5時まで
		夜間	午後5時から午後9時まで
	1泊	午後1時から翌日の午前11時まで	
	料理実習室	午前9時から午後1時及び午後2時から午後6時まで	
管理棟		午前9時から午後4時まで	

(4) 禁止事項

次の事項については、禁止します。

- ①市の承認がない事業計画の実施
- ②公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為
- ③集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる行為
- ④その他森の都ならここの里の使用を不相当と認めるとき

(5) 区分会計の独立

指定管理者は、施設の管理運営に関する経理について、自身の団体と独立した会計帳簿等を作成するものとします。

(6)地震その他災害発生時の取り扱い

当該施設は、地震その他災害発生時の防災拠点となっていますので、有事の際は市が施設を優先利用します。

また、指定管理者には、防災拠点としての機能発揮及び運営について、最大限の協力をしていただくことになります。

なお、協力を要した費用については、市と指定管理者の協議の上、適当と認められる費用について、市が負担します。